県有施設等の脱炭素化に向けた基本方針

令和5年10月

岩 手 県

1 方針策定の趣旨等

地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項の規定において、「事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量削減等のための措置」に関する地方公共団体実行計画(事務事業編)を定めることとされており、県では、令和4年度に見直した第2次岩手県地球温暖化対策実行計画(以下「計画」という。)において、県の率先的取組として位置付けた。

計画では、県の率先的取組の目標として、2030年度までに温室効果ガス排出量を2013年度比で60%削減することを掲げており、この目標を達成するためには、温室効果ガスを多く排出する県有施設等の脱炭素化を推進する必要があることから、今回「県有施設等の脱炭素化に向けた基本方針」(以下「方針」という。)を策定するものである。

2 方針の期間

この方針の期間は、令和5年10月から令和13年3月までとする。なお、方針は、基本的に計画の改訂時に見直しを行うものとする。

3 県有施設等の脱炭素化の考え方

原則、以下の基準に沿って、県有施設等の脱炭素化を推進する。

(1) 新築建築物のZEB化

新築事業については、省エネルギー対策を徹底し、温室効果ガスの排出削減等に配慮した整備を行うこととし、ZEB Ready^{*1}相当以上とする。

(2) LED照明の導入

LED照明については、新築施設に導入するほか、既存設備についても更新時期 に合わせて、少なくとも20年以上供用が見込まれる施設に導入する。

(3) 公用車のEV化

公用車については、代替可能な車種がない場合等を除き、新規導入・更新*2車両は全てEV(ハイブリッドを含む)とする。

(4) 太陽光発電の導入

太陽光発電設備については、10 k W^{**3}以上設置可能な県有施設の約50%以上に 自家消費型の太陽光発電施設を導入する。

(5) その他

① 県有施設における再生可能エネルギー電力使用の推進

(1)から(4)に掲げる取組を推進するほか、再生可能エネルギーに由来する電力の調達を行うことを推奨する。

② その他の脱炭素化の推進

岩手県エコマネジメントシステムに基づく省エネ活動を推進するとともに、高効率の空調やボイラーの導入を推奨するほか、(1)から(4)の基準に満たない施設等についても、可能な限り脱炭素化に係る施設の導入を図るものとする。

- ※1 ZEB Ready: 二重サッシ等の外皮性能の向上やエネルギー効率の高い設備の設置等により、設備毎に定められている標準的な一次エネルギー消費量と比較して50%以上の省エネルギーを図った建築物
- ※2 公用車の現行の更新基準は経過年数13年超など
- ※3 10kW以上は事業用電気工作物で10kW未満は一般用電気工作物